恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者等の意思決定の支援手続要領の制定について

平成26年12月19日例規

（生総・府民・地総・刑総）第125号

改正

令和３年３月５日例規（生総）第15号

令和４年３月30日例規（生総）第45号

この度、別記のとおり恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者等の意思決定の支援手続要領を制定し、平成27年１月１日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別　記

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者等の意思決定の支援手続要領

第１　趣旨

この要領は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対して的確な対応を図るため、被害者及びその親族その他の関係者（以下「被害者等」という。）の意思決定を支援するための手続（以下「意思決定の支援手続」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案」とは、次に掲げる事案をいう。

(１)　ストーカー事案（ストーカー行為等の規制等に関する事務取扱規程（平成29年訓令第17号。以下「事務取扱規程」という。）第３条第８号に規定するストーカー事案をいう。以下同じ。）

(２)　配偶者からの暴力事案（配偶者からの暴力事案に係る対応要領（平成14年12月18日例規（生総・府民・地総・刑総）第104号。以下「配偶者暴力対応要領」という。）第２に規定する配偶者からの暴力に係る事案をいう。以下同じ。）

(３)　交際相手等からの暴力的事案（交際相手等からの暴力的事案対応要領（令和３年３月５日例規（生総・府民・地総・刑総）第14号。以下「交際者暴力対応要領」という。）第２の(２)に規定する交際相手等からの暴力的事案をいう。以下同じ。）

第３　意思決定の支援手続の実施

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案及びこれに発展する可能性がある事案を取り扱った際は、被害者等の安全を確保するという観点から、意思決定の支援手続を次により実施するものとする。

１　被害者等に対して、「警察に来られたあなたへ」（「人身安全関連事案への対応上の留意事項について」（令和３年８月26日警察庁丁生企発第549号、警察庁丁少発第892号）別添２）及び「ストーカー対策の流れ・ＤＶ（配偶者からの暴力等）対策の流れ」（別添）を交付して、この種の事案の特徴、被害者自身の選択、決断及び協力の必要性、被害者等に対して警察が執り得る措置、当該措置の法的根拠及び法的効果、手続の流れ等を十分に説明する。

２　前記１の規定による説明の後、被害者等に対して、「ストーカー・ＤＶ等への対応について」（別記様式）への自書による記入を求め被害者等の意思を確認する。

３　前記２の規定による確認の結果、事案が刑罰法令に抵触するにもかかわらず、被害者に被害の届出の意思がない場合は、当該被害者に対し、事件化を図らない場合に起こり得る事態について説明すること。

第４　意思決定の支援手続の実施後の措置

１　実施状況の記録

前記第３の規定により被害者等に対し意思決定の支援手続を実施（意思決定の支援手続を実施する場合において、被害者等が説明を受けること又は被害者等が書面に記入することを拒否した場合等を含む。）したときは、次に掲げる事案の区分に応じ、それぞれに定める様式に実施状況を記録するものとする。

(１)　ストーカー事案　ストーカー事案相談カード（大阪府警察広聴相談取扱規程（平成13年訓令第21号。以下「相談規程」という。）別記様式第３号）又はストーカー事案処理経過簿（事務取扱規程別記様式第１号）

(２)　配偶者からの暴力事案　配偶者からの暴力事案相談カード（相談規程別記様式第４号の２）又は配偶者からの暴力事案対応・措置経過簿（配偶者暴力対応要領別記様式第２号）

(３)　交際相手等からの暴力的事案　交際相手等からの暴力的事案相談カード（相談規程別記様式第４号の３）又は交際相手等からの暴力的事案処理経過簿（交際者暴力対応要領別記様式第２号）

２　「ストーカー・ＤＶ等への対応について」の取扱い

被害者等が記入した「ストーカー・ＤＶ等への対応について」については、次により取り扱うものとする。

(１)　警察本部の所属、警察学校、方面本部、組織犯罪対策本部又は犯罪対策戦略本部における取扱い

ア　ストーカー事案に係るもの

ストーカー事案相談カードに添付して、生活安全総務課に引き継ぐものとする。

イ　配偶者からの暴力事案に係るもの

配偶者からの暴力相談等対応票（配偶者暴力対応要領別記様式第１号）に添付して、配偶者暴力対応要領の定めるところにより生活安全総務課に引き継ぐものとする。

ウ　交際相手等からの暴力的事案に係るもの

交際相手等からの暴力的事案相談カードに添付して、交際者暴力対応要領の定めるところにより生活安全総務課に引き継ぐものとする。

(２)　警察署における取扱い

ア　ストーカー事案に係るもの

ストーカー事案処理経過簿に添付して、生活安全課（生活安全刑事課を含む。以下同じ。）で保存しておくものとする。

イ　配偶者からの暴力事案に係るもの

配偶者からの暴力事案対応・措置経過簿に添付して、生活安全課で保存しておくものとする。

ウ　交際相手等からの暴力的事案に係るもの

交際相手等からの暴力的事案相談カードに添付して、交際者暴力対応要領の定めるところにより生活安全課に引き継ぐものとする。

第５　留意事項

意思決定の支援手続は、従前からの被害者等への説明用リーフレット等の活用を妨げるものではないことに留意すること。

前　文（抄）（令和４年３月30日例規（生総）第45号）

令和４年４月１日から実施することとしたので、了知されたい。